

成年年齢が 18 歳に

2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下がりました。成年になると、売買・賃貸借・雇用などあらゆる契約を保護者の同意を得なくても自分の判断で行えるようになります。例えば携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、ローンを組むといった契約です。また、10 年有効のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、行政書士などの資格の登録をしたりすることもできるようになります。一見自由にできることが増えていいことばかりのように思えますが、少し注意が必要です。

未成年者は親の同意を得ずに契約をした場合、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができますが、成年になってから契約した場合、これを行使できなくなります。自由に契約を結べる一方で、結んだ契約に対して自分で責任を負わなければいけないということです。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。特に、社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいるので注意が必要です。

39 ページ以降の「Chapter4 日常に潜む危険」では大学や街に潜む、契約トラブルの事例などを紹介していますので、そちらも併せて読んでみてください。

なお、喫煙・飲酒・公営ギャンブルなどはこれまでどおり 20 歳になるまでは法律で禁止されています。

(参考)

「政府広報オンライン 18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html> (2025/1/9 アクセス)

「法務省リーフレット 18歳を迎える君へ」

<https://www.moj.go.jp/content/001378701.pdf> (2025/1/9 アクセス)